

# 防災基本計画修正（令和7年7月）の概要

## 参考資料3

### ■ 防災基本計画

- 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

### 主な修正項目

#### 関連する法令の改正を踏まえた修正

##### ○国による災害対応の強化

- 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- 市町村から国に対する応急措置実施の要請
- 防災監の政府災害対策本部への参画
- 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供
- 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

##### ○被災者支援の充実

- 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- 迅速なプリシュー型支援のための国・備蓄物資の分散備蓄
- 保健医療福祉支援の体制・連携の強化
- 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- 発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

##### ○官民連携や人材育成の推進

- 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- 避難生活支援リーダー／サポートーの育成・確保、データベース化

##### ○消防防災力の充実強化

- 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

##### ○インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- 上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
- 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

##### ○被災地における学びの確保

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣
- 防災DXの加速

- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

#### 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

##### ○被災者支援の充実

- 避難生活における生活環境確保に係る情報の事前把握
- キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- 迅速なプリシュー型支援のための国・備蓄物資の分散備蓄
- 保健医療福祉支援の体制・連携の強化
- 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- 発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化
- 官民連携や人材育成の推進
- 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- 避難生活支援リーダー／サポートーの育成・確保、データベース化
- 消防防災力の充実強化
- 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

- インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保
- 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- 上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
- 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

##### ○被災地における学びの確保

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣
- 防災DXの加速

- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

#### その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

##### ○道路法等の改正

- 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化
- 航空法等の改正
- 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行
- 復旧・復興の迅速化
- 事前・復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

##### ○他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害時ににおける船舶活用医療の提供
- 港湾法等の改正
- 地方管轄の災害復旧工事等の国による代行
- 岩手県大船渡市林野火災への対策（住民の安全確保策等）の推進
- 港湾における火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進
- 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進
- 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進
- 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し
- 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

# 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表を受けて の防災対応に関する検証と改善方策

内閣府（防災担当）

令和6年12月20日（金）

# 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策

## 経緯

- 令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された。この南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があった。
- そうした一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）における検証を経て、改善方策をとりまとめた。

## 検証

- 地方公共団体及び事業者に対するアンケート調査を実施。日頃の臨時情報の認知度が十分でなかったこと、臨時情報を受けた対応時に戸惑いもあったこと、一方で、各地において地域の事情に応じた対応の工夫がなされたこと等を確認。
- 地区ブロック毎に地域の防災関係機関が一同に会し、臨時情報の制度や防災対応について再確認するとともに、各地・各機関の対応状況について事例を共有し、今後の各主体の計画・対応を改善する機運を醸成。
- WGにおいて、臨時情報発表時の防災対応に関する集中審議。一人一人・各主体が自らリスクを認識し防災行動を考える意識の醸成、臨時情報発表時の政府の情報発信の強化・改善、臨時情報に関する平時からの周知・広報及び訓練・研修の重要性等について、確認。

## 改善方策

### 方策①：平時からの周知・広報の強化

- 臨時情報発表時に、**内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し**、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。
- 臨時情報発表時にるべき防災対応について、**平時との違いを意識した図等を用いて、直感的で分かりやすく説明**。（臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い物急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。）
- 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。



### 方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実

- 臨時情報発表時に、**内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し**、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。
- 臨時情報発表時にるべき防災対応について、**平時との違いを意識した図等を用いて、直感的で分かりやすく説明**。（臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い物急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。）
- 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。

### 方策③：各主体における防災対応検討の推進

- 地方公共団体・事業者等との意見交換を通じて、他機関の対応等を共有し、**各主体の計画等の見直し・検討等につなげると**共に、臨時情報発表時や大規模地震発生時における連携体制を強化。
- 国において、**地方公共団体や関係機関等へアンケート結果のフィードバック、防災対応事例集の作成・共有、研修実施の支援による理解促進等を行**い、各主体における不断の検討・改善を推進するともに、各主体が実情に応じた取組を推進するための**基本的な考え方をガイドラインに明記**。



地方公共団体等との意見交換



非常持出品の常時携帯  
日頃からの地震への備え  
の実践的な動画

動画

# 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更 説明資料

内閣府政策統括官（防災担当）

# 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本の方針（第2章）

## 「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点化（第1節）

- 事前の対策に費やせる時間には限りがあることから、地震・津波から命と社会を守るために「命を守る」対策と、直接的被害から助かった命や生活を維持するための「命をつなぐ」対策について、**重点的に推進**
- ※ 「命を守る」「命をつなぐ」対策については、特に重要な施策として、**具体目標（第3章）**を定め、重点的にモニタリングを実施し、進捗を図る

## 複数の災害等への同時対応（第8節）

- 暴風・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の複合災害に備えたぞれぞれの災害ごとの対策の充実と、**より厳しい事象を考慮した対策**の実施
- 感染症に備えた避難施設の環境改善の検討

## 超広域かつ多分野にわたる被害への対応（第4節）

- 実効性のある対策を推進するため、**被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析の推進**
- 被害の絶対量軽減のための事前の地震対策の推進の徹底
- 適確な状況把握、応急対応のための最新技術の徹底活用

## 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成（第9節）

- 「自らの命は自らが守る」という意識の下、**国民主体の取組による防災意識の高い地域社会の構築**
- 社会全体での自助・共助・公助による災害対策推進、要配慮者の支援
- 防災・減災に取り組む主体への社会的評価向上の意識醸成

## 総力を結集した対策を推進するための連携強化（第12節）

- 国、地方公共団体、事業者、NPO、ボランティア等の**多様な主体の地域の連携・協力体制の構築**
- 平時ににおける各主体間の連携関係の構築と訓練の実施

## 災害関連死防止のための生活環境整備等（第5節）

- 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換
- 発災直後からの避難者の良好な生活環境の整備
- 応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制の確立
- 在宅避難、広域避難の推進

## 時間差を置いて発生する地震への対策等の推進（第7節）

- 臨時情報発表時に取るべき具体的な行動の事前の検討
- 国、地方公共団体による臨時情報の正確かつ迅速な国民等への伝達
- 臨時情報に係る平時からの周知・広報と、自ら考える意識の醸成
- 後発地震に対する措置の継続的な検討・改善

## 進歩や効果の定期的かつ継続的な把握（第13節）

- 各種防災対策の進歩状況の把握や課題の共有等を図るため、各分野の専門家の意見を聞きながら、**毎年フローラップを実施**
- 必要に応じ、**基本計画の見直しを機動的に実施**

# 『南海トラフ地震臨時情報 防災対応ガイドライン』の改訂

(令和7年8月、内閣府(防災担当))

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき防災対応を、地方公共団体、指定公共機関、企業等があらかじめ検討し、計画としてまとめるためには参考となる事項をまとめた『南海トラフ地震注意』が運用開始後初めて発表されたことに伴い、各地で様々な対応・反応があつたことを受け、**各主体における防災対策検討の推進を図るため、令和6年12月に改善方策を公表したところ。今般、当該改訂について本ガイドラインとして公表する。**

令和6年8月、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が運用開始後初めて発表されたことに伴い、各地で様々な対応・反応があつたことを受け、**各主体における防災対策検討の推進を図るため、令和6年12月に改善方策を公表したところ。**今般、当該改訂について本ガイドラインとして公表する。

<主な改訂内容>

## ①各主体が防災対応の検討をしやすくするため、章立てを再構築

### I. 共通編

臨時情報に関する基本的事項

### II. 地方公共団体編

地方公共団体のとるべき防災対応の検討手順等

### III. 事業者編

指定公共機関、事業者等のとるべき防災対応の検討手順等

## ③臨時情報発表時にとるべき対応の記載

### 充実

<記載充実の例>

防災対応	巨大地震注意の場合(M7.0以上の地震)	特別な注意の呼びかけ開始	特別な注意の呼びかけ終了
(日頃より実施)	<b>【特別な備え】*</b> ・すぐに行われる態勢の維持 ・非常持出品の常時携帯など ・家具等の固定 ・非常食などの備蓄の確認など	【日頃からの地震への備え】※再確認 ・避難場所、避難経路の確認 ・ご家族との連絡手段の確認 ・家具等の固定 ・非常食などの備蓄の確認など	【1週間 (地震発生から1週間経過した以降の正解手順)】

※住民がとるべき防災対応について、平時における行動との違いが分かるよう、2段構成かつ時系列で図示した資料(説明用に準備)等も準備している。

※巨大地震警戒の場合の説明用資料(防災対応を3段構成かつ時系列に図示したもの)等も準備している。

## ②臨時情報の基本的な考え方を記載

<新規記載等の例>

○地震発生時期・規模・場所についての確度の高い予測は困難であるが、一定規模以上の地震の後に更に大規模地震が発生した全世畀の事例等をもとに、南海トラフ沿いの想定震源域で大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まつた旨を「南海トラフ地震臨時情報」として発表することとしている。

○臨時情報が発表されたからといって、後発の大規模地震が発生するかどうかは**不確定**である。これを前提としながら、住民は**「自らの命は自らが守る」という原則に基づき**、行政や事業者等においては**「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランス**を考慮しつつ、自らの行動を**自ら判断すること**が**重要である。**

○各主体(住民、地方公共団体、事業者等)は、臨時情報が発表された際に戸惑うことなく地域の実情に応じた防災対応をとるため、日頃から各地域で意見交換・情報交換を行ながう、「臨時情報が発表された時の対応は、あらかじめ決めておく」とこと極めて有効である。



# 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

## 今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

### 【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に絶対戦で臨むための国民の防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進

### 【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 基大な被害やリース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

## 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

### 1. 人的・物的被害への対応

#### ○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

- 住宅、建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助、税制、融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。
- 資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

#### ○ 液状化ノードマップ作成を促進し、より実態に即したリスクコミュニケーションの充実

- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善
- 道路啓開ヒヤフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

#### ○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライン等の強靭化・耐震化・早期復旧の推進

- 上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、ブッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行なうとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。
- 道路啓開ヒヤフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

#### ○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実実施すべき。
- 灾害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区に当たっては、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画にについて、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

#### ○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

##### （TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

- 前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿つて、所要の取組を着実に進めるべき。
- 被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方に備えて、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。

#### ○ 被災地字及び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援

- 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市・市町村の協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。
- 被災地のニーズに応じてキッチンカー・トイレカー等を迅速に提供するための登録制度の検討
- 移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレラー、トイレカート、ランドリーカー、トレーラー、ハーウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。
- 災害時に使用できるシャワーエquipment・入浴設備の確保、入浴施設間の送迎のための温泉施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。
- 被災箇所での被災状況調査
- 災害時に開設される避難所の運営・生活支援リーダー・サポーター研修」等の拡充を図るべき。
- 避難所運営における「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザーア」の育成を図るべき。
- 「場所（避難所）の支援から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援
- 「避難所開設時からパートナーシップや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映
- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のグリーフィー化の推進
- 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築
- 避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能なよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。
- 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保
- 自治体による携帯トイレ、マンホールトイレ整備、仮設トイレの設置、温かい食事の提供のため、調達が容易にできるトイレラー・トイレの導入等を検討すべき。
- 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による生活用水の確保や防災戸戸等による生活用水の確保のための平時からの準備
- 災害時に使用できるシャワーエquipment・入浴設備の確保、入浴施設間の送迎のための温泉施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。
- 被災地のニーズに応じてキッチンカー・トイレカー等を迅速に提供するための登録制度の検討
- 仮設風呂

## 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

### 3. 被災者支援

- 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国調査・公表

#### 4. 物資調達・輸送

- 「最低3日間、推要1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発
  - 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国調査・公表

如謝封府行酒，公破但坐，左突厥老少令其射，射者主

- 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ **調達・運搬に時間要するアッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄**

○ **在宅避難者等に対する相談・アドバイザリーチームや被災しサービス機能が失った介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。**

○ **被災者支援の強化に向け検討すべき。また、災害撲滅法上の救援の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。**

（被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等のマニュアルの整備）  
提供体制の整備を推進  
（2次避難者に係る直泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備）  
DWA1活動についての各部会のコーアイネット機能の強化や、初動対応を専門化するべき。

- 2次避難を行なべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善  
避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を

- 多様な王体による又援体制の確立  
の応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方にについて、  
官民を通じたトレーニング、ムービングワゴン等の活用、国・地方・市町村・民間団体等の機関の協力による又援体制の確立  
の都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化  
見直しによる更効性の確保

## 7. 特徴的な災害を踏まえた対応

- 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化
  - 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の構築

- 1 -

- 想定される大規模災害にあらゆる主体が総合力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討  
 ○自助を促すための国民等の意識啓発と其の実現のための連携の在り方の検討  
 ○引き続き検討及び取り組みべき事項

卷之三

- 和6年能登半島地震を踏まえた  
効果的な新技術及び方策の活用

「お前がおまかせの事務所に、毎日欠音が先王じきに来軟が返次地へ

- 関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間との技術開発等を推進すべき。